

岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程

昭和52年9月1日

市水道局管理規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業における大規模な建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、确实かつ円滑な施工を図るために結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が、当該工事の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

(適用)

第2条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号。以下「契約規程」という。）、岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成21年市水道局管理規程第18号）、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和62年市水道局管理規程第2号。以下「審査等に関する規程」という。）、岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会規程（平成16年市水道局管理規程第14号）、岡山市水道局電子入札運用基準（平成21年市水道局訓令第40号）、岡山市水道局建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱（平成21年市水道局訓令第20号。以下「参加資格要件設定要綱」という。）、岡山市水道局建設工事電子入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第41号。以下「電子入札実施要綱」という。）、岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第21号。以下「郵便入札実施要綱」という。）、岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程（平成21年市水道局管理規程第15号。以下「一般競争入札実施規程」という。）及び岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱（平成21年市水道局訓令第16号）の定めるところによる。

(対象工事)

第3条 競争入札に共同企業体を参加させる場合の工事（以下「対象工事」という。）

は、橋梁，トンネル，港湾，建築物等の施設又は工作物に関する工事で，水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるものとする。

（共同企業体の構成）

第4条 共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）の数は，2又は3社とする。

2 1の構成員は，同一対象工事において，2以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

3 共同企業体は，対象工事と同種の工事において，岡山市内に建設業法第3条に基づく許可を有する営業所を有する者は，審査等に関する規程第3条第1項に規定するA等級以上に格付けされ，契約規程第4条に規定する有資格者名簿に登載されている構成員の組合せとする。ただし，岡山市内に建設業法第3条に基づく許可を有する営業所を有しない者（以下「市外業者」という。）については，公告で定める。

4 管理者は，必要があると認めたときは，構成員に必要な資格要件として，参加資格要件設定要綱に規定する事項を定めることができるものとする。

5 すべての構成員は，均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

6 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は，構成員のうち最上位の等級の者（以下「最上位等級者」という。）とする。ただし，最上位等級者が複数の場合は，最上位等級者のうち審査等に関する規程第3条第1項に規定する順位が最上位の者とする。

7 前項の規定にかかわらず，市外業者が参加できる場合の代表者の要件は，公告で定める。

8 代表者の出資比率は，構成員中最大であるものとする。

9 設計業務を伴う対象工事においては，第3項の規定にかかわらず，構成員（代表者は除く。）に設計業者を組み合わせることができるものとする。

10 発注工事を構成する工事種別が複数にまたがり，互いに異なる工事種別の構成員が各々の工事種別を分担することによって施工が可能となる工事（以下「異工種建設工事」という。）であると管理者が認めた工事においては，第1項から第7項までの規定を準用する。この場合において，代表者は，管理者が主たる工種と定めた

工種を担当する構成員とする。

(共同企業体の競争入札参加資格)

第5条 管理者は、必要があると認めるときは、前条の規定に基づき結成される共同企業体について、競争入札参加資格要件を定めることができるものとする。

(発注基準)

第6条 対象工事の種類に応じた発注の標準となる金額は、別表のとおりとする。ただし、対象工事の種類がその他の工事であって、管理者が特に必要があると認めるときは、別表を適用しないことができるものとする。

(工事概要等の公告等)

第7条 管理者は、対象工事について共同企業体を競争入札に参加させようとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事概要
- (5) 工期
- (6) 共同企業体の構成員の数及び組合せ、構成員に必要な資格要件、構成員の出資比率並びに代表者要件
- (7) 提出する書類
- (8) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査に関する申請書（以下「申請書」という。）の受付期間及び受付場所
- (9) 異工種建設工事であるときは、その旨及び主たる工種
- (10) その他管理者が必要と認める事項

(申請書等の作成)

第8条 前条の公告に基づき競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ共同企業体競争入札参加資格審査に関する申請書及び共同企業体協定書その他競争入札参加資格の確認のために必要な書類を作成しておかなければならない。

(参加資格の確認)

第9条 電子入札実施要綱第13条又は郵便入札実施要綱第11条の規定に基づき共同企業体から申請書等が提出されたときは、電子入札実施要綱第14条又は郵便入札実施要綱第12条の規定に基づき参加資格の確認を行うものとする。

(入札参加の範囲)

第10条 構成員は、単独で同一の競争入札に参加することができない。

(参加資格確認結果及び入札結果の通知)

第11条 電子入札実施要綱第17条又は郵便入札実施要綱第15条の規定に基づく参加資格確認結果及び入札結果の通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

(代表者の権能)

第12条 対象工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年市水道局管理規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年市水道局管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年市水道局管理規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年市水道局管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年市水道局管理規程第14号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年市水道局管理規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年市水道局管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年市水道局管理規程第 10 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年市水道局管理規程第 19 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年市水道局管理規程第 12 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年市水道局管理規程第 9 号）

この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に公告又は公表する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成 16 年市水道局管理規程第 16 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は公表する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成 16 年市水道局管理規程第 13 号）

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は公表する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成 19 年市水道局管理規程第 26 号）

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程の規定は、同日以後に公告又は公表する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成 19 年市水道局管理規程第 34 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程の規定は、同日以後に公告又は公表する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成 20 年市水道局管理規程第 16 号）

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程の規定は、同日以後に公告する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成 21 年市水道局管理規程第 14 号）

この規程は、平成21年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程の規定は、同日以後に公告する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成21年市水道局管理規程第24号）

この規程は、平成21年7月1日から施行し、改正後の岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程の規定は、同日以後に公告する建設工事について適用するものとする。

附 則（平成22年市水道局管理規程第8号）

この規程は、平成22年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程の規定は、同日以後に公告する建設工事について適用する。

附 則（令和4年市水道局管理規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

対象工事の種類	発注の基準となる許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含む。）	
	構成員の数が2社の場合	構成員の数が3社以上の場合
建築工事	5億円以上15億円未満	15億円以上
土木工事	5億円以上15億円未満	15億円以上
機械設備（管）工事	2億円以上 5億円未満	5億円以上
電気設備工事	2億円以上 5億円未満	5億円以上
その他の工事 （異工種建設工事を含む）	5億円以上	